

初任者マスター 演習資料

《Contents》

■前半の部

1. 健康保険の概要
TJKの概況について・・・P.1
ライフシーンごとの主な手続き・・・P.2～3
2. 適用関係
【演習】届出書を作成してみよう・・・P.4
資格取得届の記入例・・・P.5
資格喪失届の記入例・・・P.6
3. 保険料関係
TJKの保険料率等について・・・P.7～8

■後半の部

4. 保険給付関係
TJKの保険給付・・・P.9
健康保険の給付や医療費のしくみ・・・P.10～12
「現物給付」の具体例・・・P.13
医療費がたくさんかかったとき・・・P.14～17
主な「現金給付」について・・・P.18～20

■東京都情報サービス産業健康保険組合について

東京都情報サービス産業健康保険組合（以下:TJK）は厚生労働大臣の認可のもと、1975年に設立しました。主にIT企業各社様にご加入頂いており、事業所数約1,600社、組合員数約40万人を擁する全国でも有数の規模を誇る健康保険組合となっております。

【TJK概況】（R2.4月末現在）

加入事業所 1,593社

被保険者 266,150人

被扶養者 138,051人

平均年齢 38.2歳

標準報酬月額 368,947円



第6位

1,390組合

★TJKの組合員規模は全国第6位

■ ライフシーンごとの主な手続き

入社した

〔健康保険証の交付を受ける〕

- 資格取得届
- 被扶養者異動届
- マイナンバー届



被扶養者の増減

〔健康保険証の交付を受ける・返却する〕

- 被扶養者異動届



出産をする・した

〔産前産後期間の保険料免除〕

- 産前・産後休業取得者申出書
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届

〔育児休暇期間の保険料免除等〕

- 育児休業取得者申出書
- 育児休業等終了時報酬月額変更届

〔出産手当金を請求する〕

- 出産手当金請求書

〔出産育児一時金を請求する〕

- 出産育児一時金請求書



病気・ケガ

〔医療費が高額になったとき〕

- 本人家族 高額療養費 一部負担還元金 家族療養費付加金支給申請書

※自動払のため手続不要
(対象外の方を除く)

〔医療費が高額になる見込みのとき〕

- 限度額適用認定申請書

〔病気やケガで休職をしたとき〕

- 傷病手当金請求書

〔医療費を立て替え払いしたとき〕

- 本人家族 療養費支給申請書
(立替払・海外受診・治療用装具)



氏名を変更した

〔健康保険証の氏名を変更する〕
■ 氏名変更届

転居した

〔TJKの登録住所を変更する〕
■ 住所変更届



退職した

〔資格喪失の手続をする〕
■ 資格喪失届

〔任意継続被保険者になる〕
■ 任意継続被保険者資格
取得申出書



死亡した

〔資格喪失の手続をする〕
■ 資格喪失届
■ 被扶養者異動届

〔埋葬料(費)を請求する〕
● 埋葬料(費)請求書



その他の手続き

〔患者をやむをえず移送した〕
● 移送承認申請書・移送届
● 移送費請求書

〔交通事故・傷害等〕
● ※TJKへご連絡ください

〔事業主が変更となった〕
■ 事業所関係変更届
〔事業所の名称・所在地を変更した〕
■ 適用事業所 名称／所在地変更届

〔固定的賃金に変動があった〕
■ 月額変更届
〔保険料の基準となる標準報酬月額を決める〕
■ 算定基礎届

●以下の内容で届出書を作成してみましょう

【会社概要】

(株)ティー・ジェー・ケー(事業所記号:71)

事業主:渡辺 健太

所在地:東京都千代田区富士見1-12-8

電話番号:03-3239-9816

■資格取得手続き

《演習①:令和元年5月1日入社社員の資格取得手続き》

氏名:情報 太郎(ジョウホウ タロウ) 被保険者番号100

性別:男

生年月日:昭和55年6月1日

入社日:令和元年5月1日

住所:〒164-8507 東京都中野区東中野1-51-3

<報酬>

基本給:240,000円

残業代見込み:4,000円

通勤費1ヶ月:6,000円

■資格喪失手続き

《演習②:令和元年6月25日退職社員の資格喪失手続き》

氏名:情報 太郎(ジョウホウ タロウ)

性別:男

生年月日:昭和55年6月1日

退職日:令和元年6月25日(資格喪失日:令和元年6月26日)

退職時の標準報酬月額:260千円

資格取得届記入例

届書コード
200

健康保険 被保険者資格取得届

一次確認	二次確認	マネジャー	担当主査	スタッフ

交付印

年	月	日提出
健康保険 事業所記号	7	1
厚生年金保険 事業所記号	-	
事業所 所在地	〒102-8017 東京都千代田区富士見1-12-8	
事業所 名称	株式会社 ティー・ジェー・ケー	
事業主 氏名	代表取締役社長 渡辺 健太	
電話番号	03-3239-9816	

事業主印を押印する

社会保険労務士記載欄(氏名等)
○の漏れのないようお願いします

① 被保険者 証の番号	100	② 氏名	情報 太郎										③ 生年月日	7年 5月 6日	④ 性別	1男		
⑤ 取 扱 区	1健康・厚生	⑥ 個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	⑦ 取得 年月日	7年 1月 5日	⑧ 扶 養 家族	0無
⑨ 月 給	⑩ 通算 250,000 円	⑪ 合計 (⑩+⑫) 250,000 円											標準 報酬 月額	260 千円	⑬ 備考 1 労務月給に交通費・旅費を含む 2 臨時労働金 3 二以上事業所勤務金 4 遺族の継続再雇用金 5 その他			
⑭ 住 所	〒164-0007 東京都中野区東中野1-2-1																	

欠番のないように

⑬欄の報酬について、千円未満に端数が出ない場合は交通費・残業代の有無を記載して下さい

資格喪失届記入例

届書コード
2 0 1

健康保険 被保険者資格喪失届

一次確認	二次確認	マネジャー	担当主査	スタッフ

受付印

提出者記入欄	年 月 日提出	7 1
	健康保険 事業所記号	7 1
	厚生年金保険 事業所管理記号	—
	事業所 番号	
	〒 102 - 8017 東京都千代田区富士見1-12-8 事業所 名称 (株)ティー・ジェー・ケー 事業主 氏名 代表取締役社長 渡辺 健太 電話番号 03 (3239) 9816	

事業主印を
押印する

社会保険労務士記載欄 | 氏名

○の漏れがないよう
お願いします

被保険者1	① 被保険者 証の番号	100	② 氏名	太郎	③ 生年月日	昭和 5 年 5 月 6 日
	④ 退職日、死亡日の 翌日を記入	3 休日（厚生年金分）に 退職日等を記入ください。	⑤ 喪失 年月日	平成 1 年 6 月 2 日	⑥ 喪失 理由	4. 退職等 R1 年 6 月 25 日 退職 5. 死亡 7. 75歳到達 9. 障害認定
	⑦ 備考	1. 二以上時事業所勤務者の喪失	⑧ 保険料 月額	2 6 0 千円	⑨ 保険証回収 ※ 付 還不能 証 失	1 枚 枚 枚
	⑩ 備考					

○の漏れがないよう
お願いします

保険証の枚数を記入

■TJKの保険料率について

【平成31年度健康保険料率及び介護保険料率】

			料率差
健康保険料率	9.87%	8.90%	0.97%
介護保険料率 (40歳以上)	1.79%	1.73%	0.06%

■保険料の決定

毎月の保険料は標準報酬月額に保険料率を掛けた金額で決定される。

《健保太郎の場合》

毎月の保険料
19,580円

=

標準報酬月額
220千円

×

保険料率
8.9%

会社負担(株)TJK負担)
9,790円

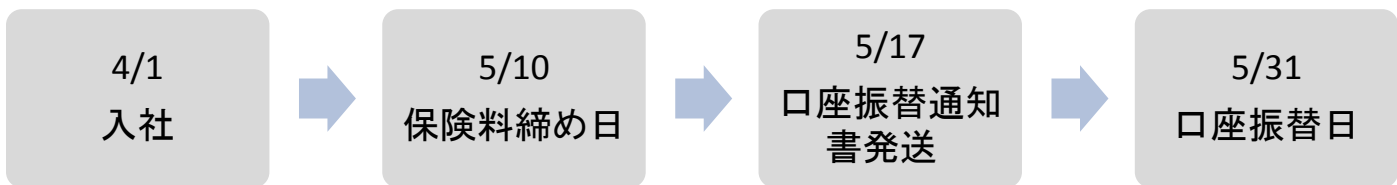
本人負担(健保太郎負担)
9,790円

※毎月保険料は会社と本人で折半負担

■保険料納付スケジュール

保険料に関わる届出書の締め日	翌月10日(土・日・祝日の場合は前日)
保険料口座振替通知書の発送	翌月17日(土・日・祝日の場合は前日)
保険料の口座振替日	翌月末日(土・日・祝日場合は翌金融機関営業日)

(例)4月1日入社の健保太郎の4月分保険料の納付スケジュール



※厚生年金保険料と健康保険料の締め日において、相違があります。
(管轄の年金事務所によって締め日が異なる場合があります。厚生年金の締め日については管轄の年金事務所へお問合せ下さい。)

【参考】 健保太郎の5月分給与明細書

支給項目	基本給	役職手当			
	200,000	0			
	時間外手当	通勤手当			総支給額
	10,000	16,000			226,000
控除項目	健康保険料	介護保険	厚生年金	雇用保険	
	9,790	0	●●●	●●●	
	所得税	住民税			差引給額
	●●●	—			●●●

※住民税:前年所得が確定してから控除されるため入社1年目の社員は支払いなし

45年目の、TJK物語。 2020message



TJKのシンボルマークです

- ・「TJK」のTをシンボライズしたものです
- ・3つの波は、左から「技術」「健康」「情報」を表現し、それぞれ結びつくことによって生じる人間の調和を象徴しています
- ・ステップを踏んで上に向かってのびていく姿は、新しい時代の新しい健保組合の発展をイメージしています

保養・運動施設

保養・運動の機会を提供し病気になる心身づくりを応援します

健診・人間ドック

定期的なチェックで、病気の予防、早期発見・治療をめざします

保険給付

もしものときでも独自の厚い給付で安心をサポートします

健診・保険給付・
保養施設の提供

TJKはみなさまの生活を
さまざまなカタチで
サポートいたします！

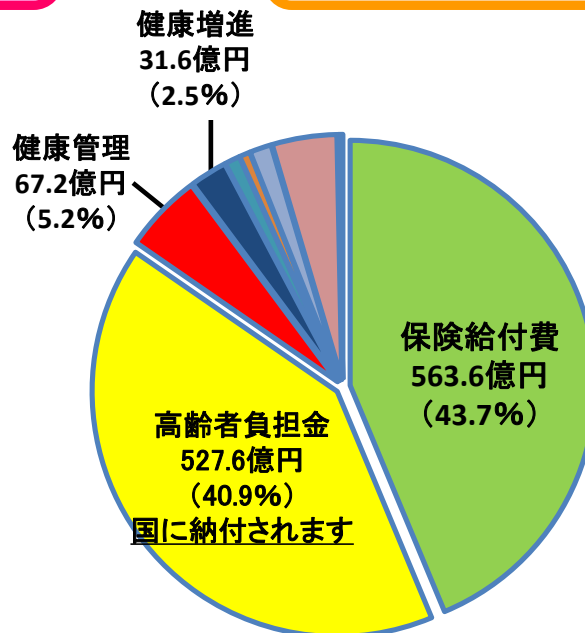
福利厚生・健康
経営の支援

社員・家族

会社

〔支出予算総額〕

1, 289. 6億円



■健康保険が使えないもの

✕ 業務上・通勤途上の事由によるもの

健康保険は業務外等で生じた病気やけがに対して給付を行うもので、業務上や通勤途上に起きたけが等は、労働者災害補償保険(労災保険)から給付を受けることになります。

業務上や通勤途上に起きたけが等で健康保険証を使用して受診した場合は、すみやかに健康保険組合までご連絡ください。

✕ 治療のためではないもの

健康診断、成人病検査、人間ドックなど

※診断の結果、治療の必要が認められたものは保険診療を受けられる。

✕ 病気とみなされないもの

(1)日常生活に支障のないもの……いぼ、にきび、あざ、わきが等

※治療を必要とする症状のあるものは保険診療をうけられる。

(2)回復の見込みのないもの……近視、遠視、乱視、斜視、色盲等

※視力に変調があるときの診察、検査、眼鏡の処方箋は保険診療をうけられる。

(3)美容のための整形手術……隆鼻術、二重まぶたの手術等

※外傷、火傷の処置のための整形手術は保険診療をうけられる。

(4)正常な妊娠および分娩

※妊娠中毒症、異常分娩など、治療を必要とするものは保険診療をうけられる。

(5)経済的理由による人工妊娠中絶

※経済的理由以外の人工妊娠中絶は保険診療をうけられる場合がある。

(6)身体的機能に支障のない先天性疾患……小耳病、四肢奇形等

※美容のためでなく社会通念上治療の必要があると認められるものは保険診療をうけられる。

■健康保険の給付

現物給付と現金給付

現物給付

保険証を提示して受ける給付。医療機関で窓口支払の自己負担が、本来10割のところ年齢により2割または3割負担となる。

現金給付

健康保険組合へ請求書を提出して受ける給付。
(本人療養費・一部負担還元金・傷病手当金・出産手当金 等)

法定給付と付加給付

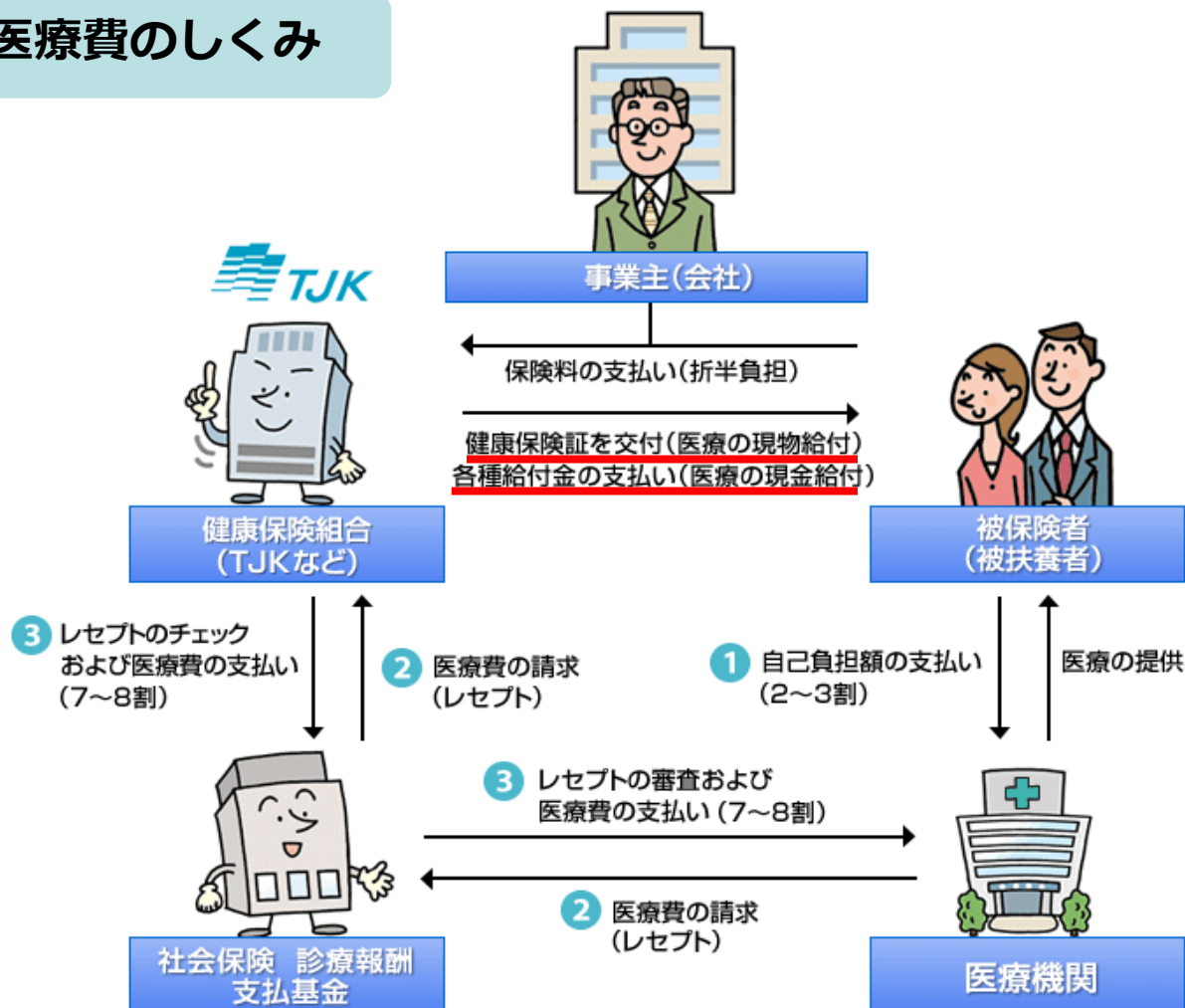
法定給付

健康保険法で定められ、どの健康保険組合であっても共通の保険給付。
(高額療養費・出産育児一時金 等)

付加給付

各健康保険組合の独自の保険給付。
※全国健康保険協会(協会けんぽ)は付加給付はありません。
(高額療養費付加金・出産育児一時金付加金 等)

医療費のしくみ



小学校就学前



自己負担2割

健保負担 8割

小学校就学~69歳



自己負担3割

健保負担 7割

現役並み所得者

(標準報酬月額28万円以上の被保険者とその被扶養者)



自己負担3割

健保負担 7割

一般



自己負担2割※

健保負担 8割

70歳
~
74歳

※ レセプト…医療機関等が治療費を健康保険組合へ請求する際に提出する「診療報酬明細書」

■保険給付

「現物給付」の具体例をみてみましょう

■病気やケガで医者にかかったとき・・・療養の給付(本人)/家族療養費

例1) 健保太郎さん(27才)が、風邪をひいて病院にかかりました

総医療費：10,000円

			
	健保組合	7割	現物給付
	7,000円		
		自己負担	3割
		3,000円	

TJKが病院に直接支払います → 現物給付

健保太郎さんが病院窓口で支払います

例2) 健保太郎さんの子供(1才)が、風邪をひいて病院にかかりました

総医療費：10,000円

			
	健保組合	8割	現物給付
	8,000円		
		自己負担	2割
		2,000円	

TJKが病院に直接支払います → 現物給付

健保太郎さんが病院窓口で支払います

■入院したときの食事等・・・入院時食事療養費/入院時生活療養費

例3) 健保太郎さんが入院しました

入院時の食事代 640円(1回)

	健保組合	現物給付	自己負担
	180円		460円

TJKが病院に直接支払います → 現物給付

健保太郎さんが病院窓口で支払います

■ 保険給付 医療費がたくさんかったとき

● 法定給付

0～69歳…患者1人の自己負担額(同一月内・1件当たり)が、以下の計算式で算出される額(自己負担限度額)を超えた額を**高額療養費**として支給します。

適用区分	自己負担限度額	所得区分 標準報酬月額
ア	$252,600円 + (\text{総医療費} - 842,000円) \times 1\%$	月額83万円以上
イ	$167,400円 + (\text{総医療費} - 558,000円) \times 1\%$	月額53～79万円
ウ	$80,100円 + (\text{総医療費} - 267,000円) \times 1\%$	月額28～50万円
エ	57,600円	月額26万円以下
オ	35,400円	低所得者 (市町村民非課税世帯)

※入院時の食事療養に要した費用は、高額療養費の対象となりません。

※「所得区分」は被保険者の標準報酬月額に基づきます。

※低所得者とは、被保険者の方が住民税非課税の場合該当します。

● 付加給付

患者1人の自己負担額(同一月内・1件当たり)から、**20,000円を控除した額**

**医療費が
高額になった
際の手続き**

① 自動払

② 限度額適用認定申請

③ 高額療養費・付加金の申請が必要な方

■ 保険給付 医療費がたくさんかったとき

例) 健保太郎さん(27才・適用区分「ウ」)が4/20～5/2まで、月をまたいで入院し、医療機関の窓口で自己負担額:228,600円を支払いました。

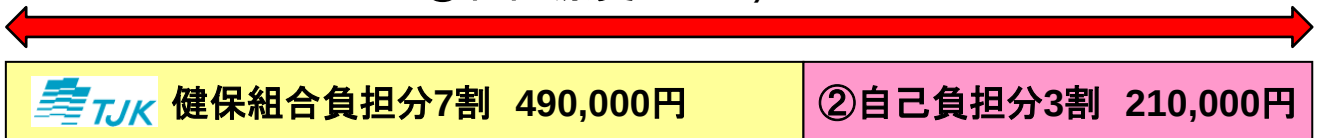
食事療養費と差額ベッド代を除いた健康保険での3割の自己負担額の内訳

・4/20 ～ 4/30	210,000円
・5/1 ～ 5/2	18,600円

【！ポイント！】診療月単位で算出 = 支給対象 ○4月 × 5月

4/20～4/30の自己負担額(3割)が210,000円のため 総医療費は700,000円

①総医療費：700,000円



●高額療養費の算出式

$$80,100円 + (\text{①}700,000円 - 267,000円) \times 1\% =$$

③自己負担限度額
84,430円

$$\text{②自己負担分3割 } 210,000円 - \text{③自己負担限度額 } 84,430円 =$$

高額療養費
(法定給付)
125,570円

A

$$\text{③自己負担限度額 } 84,430円 - 20,000円 =$$

一部負担還元金
(付加給付)
64,400円

B

100円未満切捨て

TJKからの給付額 $A + B = \text{189,970円}$

最終的な本人負担額 $210,000 - 189,970 = \text{20,030円}$

①自動払とは

社員の方やそのご家族が医療機関等の窓口で支払った医療費について、請求書を提出しなくても給付金の支給を受けられるTJK独自の制度です。

本人・家族の方の高額療養費・合算高額療養費・合算高額療養費付加金・一部負担還元金・家族療養費付加金は、診療報酬明細書(レセプト)を基準として、おおよそ診療月の3カ月後に事業所の給付金受領代理人口座に自動払。

※未就学児童・退職者は除く

同一月・1人・診療1件毎(病院毎・入院・外来別)で支払った額で算出。

【例】

5月:社員の方やご家族が医療機関を受診。医療機関窓口で自己負担額(2割・3割)の支払

保険診療

6月:医療機関が前月受診分のレセプトを支払基金に提出
※医療機関では、一カ月分毎に支払基金に提出する

支払基金でレセプト支払審査

7月:支払基金からTJKにレセプト請求

TJKで資格等審査

8月:TJKから概ね、受診月の3カ月後に事業所の給付金受領代理人口座へ高額療養費・付加金を自動払

給付金を自動払

② 限度額適用認定証とは

医療機関の窓口で負担する医療費が、限度額適用認定証を提示することで自己負担限度額までの支払いで済むようになる制度です。

※自己負担限度額は所得により異なります。そのため、**事前に**健康保険組合に申請して認定証の発行を受け、病院へ提出しておく必要があります。

健康保険限度額適用認定証			
平成 29 年 4 月 3 日交付			
被 保 者 記 号	123	番 号	4567
氏 名	情報 太郎		男
生 年 月 日	昭和××年 ××月 ××日		
適 用 対 象 者 氏 名	情報 花子		女
生 年 月 日	月 ××日		
住 所	見本		
発 効 年 月 日	平成29年 4月 1日		
有 効 期 限	平成30年 3月 31日		
適 用 区 分	ウ		
所 在 地	東京都千代田区富士見1-12-8 TJKプラザ		
保 険 者 番 号	06137418		
保 険 者 名 称 及 び 印	東京都情報サービス健康保険組合 03-3239-9817 (給付担当) 印		

③ 高額療養費・付加金の申請が必要な方 (自動払とならない方)

- 未就学児童(小学校入学前のお子様)
- 支払日に退職されている方やそのご家族

■保険給付 主な「現金給付」について

※下記の給付金はいずれも会社様を経由せずにお手続きいただけます
(申請書類はTJKホームページから印刷できます)

■医療費を立て替え払いしたとき・・・療養費/家族療養費

10割負担をして立替えたのち、健保組合に7割または8割を請求する

〔請求が必要となる事例〕

- ・やむを得ず保険証なしで診療を受けた場合
→(例)新入社員が健康保険証を交付される前に医療機関を受診したとき
- ・治療用装具を作成したとき
- ・海外の医療機関を受診したとき

■出産したとき・・・出産育児一時金

出産費用の補助として請求できる給付金

給付額(1児につき) 法定給付42万円 + 付加給付10万円 = 計52万円
(産科医療保障制度未加入の医療機関等での出産は 法定給付40.4万円)

〔出産育児一時金制度のポイント〕

- ・「**直接支払制度**」を利用して出産する方が全体の90%以上



直接支払
制度とは

出産をする医療機関と被保険者との間での合意のもと、出産育児一時金(法定給付のみ)を医療機関が被保険者に代わって健康保険組合へ請求する制度。42万円を上限に医療機関窓口での支払が免除されるため、被保険者の費用負担が軽減されます。

◆付加給付10万円…出産の2ヶ月後に事業所へ自動払

※直接支払制度を利用しないときはその他の方法(受取代理制度、または
出産育児一時金請求書)による手続を行う

■保険給付 主な「現金給付」について

※下記の給付金は会社様にて証明の記入・添付書類のご用意が必要です
(申請書類はTJKホームページから印刷できます)

■出産したとき・・・**出産手当金**

女性被保険者が出産のために会社を休むときの休業補償

給付額 1日につき標準報酬日額の3分の2相当額

〔出産手当金のポイント〕

- ・産前・産後休業中に会社から給与が支払われないときに請求できます
- ・請求する期間中の出勤簿(写)・賃金台帳(写)を添付して請求します

■病気やケガで会社を休み給与が支給されないとき・・・**傷病手当金**

病気やケガで会社を休むときの休業補償

給付額 1日につき標準報酬日額の3分の2相当額

〔傷病手当金のポイント〕

- ・給付期間は最長で1年6ヶ月までです
- ・請求する期間中の出勤簿(写)・賃金台帳(写)を添付して請求します

■被保険者本人や被扶養者の家族が死亡したとき・・・**埋葬料(費)**

葬儀費用の補助として請求できる給付金

給付額(本人) 法定給付5万円 + 付加給付 標準報酬月額1ヶ月分(上限36万円)
(家族) 法定給付5万円 + 付加給付 5万円

〔埋葬料(費)のポイント〕

- ・被扶養者ではないご家族の死亡については給付対象外です

■ 保険給付

傷病手当金、出産手当金、埋葬料(費)の事業主の証明について

傷病手当金、出産手当金

所定の請求書に「労務に服さなかった期間」、「支払った報酬(給与・手当等)」について証明してください。

例：傷病手当金請求書「事業主が証明するところ」

2枚目 (2枚1組) 傷病手当金請求書		必ず2枚1組で組合へ提出してください		
※第1回目および第2回目以降で賃金を支給したときは出勤簿(写)・賃金台帳(写)を添付してください。				
(訂正は、Hの印による押印訂正をお願いします。修正液・修正テープ等での訂正は認められません)				
事業主が証明するところ	① 労務に服さなかった期間	② 平・令 XX年 3月 12日 から ③ 平・令 XX年 3月 20日 まで 9日間 [一部就労日があるとき] 上記期間から、就労日 () を除く		
	④ ①の期間に対し賃金を支給しましたか、または今後支給しますか。	はい・いいえ →「はい」の場合は⑤を記入	⑥ 給与と勤怠の締日、支給日と控除日	給与 締日 末日 支給日 (当月・翌月) 25日 勤怠 締日 末日 控除日 (当月・翌月) 25日
	⑦ 報酬の名称	支給対象期間	支給日	支給額
	有給休暇	3月 12日から 3月 14日	3/25	36,000 円
	住宅手当	3月 1日から 3月 31日	3/25	20,000 円
	交通費 ※欠勤分が未精算のときに記入	10月 1日から 3月 31日	9/25	68,000 円
	支給・控除額の算出式	(基本給+職能給) ÷ 21 × 4日(欠勤日数)		
	上記のとおり相違ないことを証明します。 事業所所在地 〒 XXX-XXXX 事業主 ⑧ 中野区〇〇〇1-22-3 株式会社 〇〇〇〇 および名称 ⑨ 事業主氏名 代表取締役 中野 〇〇 連絡先 XX (XXXX) XXXX			
	令和 XX年 5月 1日 事業主印 押印			

埋葬料(費)

所定の請求書に死亡日等について証明してください。

事業主が証明するところ	⑫ 死亡した方の氏名	情報 一郎	⑬ 死亡した方は被保険者ですか	被保険者・被保険者でない	
	⑭ 死亡した年月日	⑮ 平・令 XX年 XX月 XX日 死亡			
	上記のとおり相違ないことを証明します。				
	⑯ 事業所所在地 および名称	中野区〇〇〇1-22-3 株式会社 〇〇〇〇			
	事業主 ⑰ 事業主氏名	代表取締役 中野 〇〇			

記入年月日 令和 X

事業主印 押印

電話 03 局 (XXXX) XXXX 番

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines within a rectangular frame.